

# 第3章

## 基本理念と基本方針

---

3-1 基本理念

3-2 基本方針

# 第3章 基本理念と基本方針

## 3-1 基本理念

本構想の上位計画である第二次坂井市総合計画後期基本計画では、目指すべき将来像を「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」として、市民一人ひとりが輝く未来へ向かって、市民や行政、まちづくりに関わる多様な主体が協働し、将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える「坂井市」を目指す方針が示されています。

本格的な高齢社会が到来する中、目指すべき将来像を実現していくためには、高齢者や障がい者を含めたすべての人が同じように生活し、活動することのできる共生社会をめざす「ノーマライゼーション」の実現を念頭に置きつつ、誰もが安心して社会活動・交流活動に参加できる環境を整えることが重要となります。

そのためには、春江駅周辺などにおける連続的・一体的なバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

以上のこと踏まえたうえで、本市が目指すべき方向性を「基本理念」として定めるとともに、基本理念の実現に向けた「基本方針」を以下のとおり定めます。

### ■ 基本理念 ■

#### 輝く未来へ…みんなで創る希望のまち

### ■ 基本方針 ■

① 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

② 市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進

③ お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進

④ 繼続的・段階的なバリアフリー化の推進

## 3-2 基本方針

### 基本方針① 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

基本理念を実現するためには、高齢者や障がい者だけではなく、あらゆる人が利用しやすい施設や移動空間の整備が必要であることから、多くの人が利用する生活関連施設や経路を中心にユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

そのためには、計画段階からバリアフリー化に関する情報を市民に提供し、当事者・関係者の意見を聞きながら、市民総参加によるまちづくりを推進します。

### 基本方針② 市民と行政、関連事業者の協働による取組の推進

基本理念を実現するためには、「連続的」「一体的」なバリアフリー化を推進することが重要となります。そのためには施設設置管理者（行政、公共交通事業者など）が異なる部分、官民の敷地界などでのシームレス（繋ぎ目のない）なバリアフリー化を進めることができます。

このため、行政内部においては、関係部署相互の横の連携を十分に確保しながら、効果的かつ効率的なバリアフリー化を推進するとともに、施設設置管理者やバリアフリー化対象路線沿道の民間事業者、関係者等との協働によるバリアフリー化への取組を推進します。

### 基本方針③ お互いを理解し、支えあう「心のバリアフリー」の推進

基本理念を実現するためには、誰もがお互いに同じ地域の住民として認め合い、安心していきいきと暮らすことができる共生社会の実現が課題となります。

そこで、福祉・教育分野との連携のもと、市民一人一人が支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

### 基本方針④ 繼続的・段階的なバリアフリー化の推進

バリアフリー化を取り巻く本市の喫緊の課題は、春江駅周辺の連続的・一体的なバリアフリー化ですが、誰もが安心して社会活動・交流活動に参加できる環境を整えるためには、連続的・一体的なバリアフリー化の取組を、地域の実情を踏まえつつ継続的に発展させていくことが重要となります。

このため、「選択と集中」の視点からバリアフリー化が必要なエリアや取組内容を検討したうえで、中長期的な視点のもとで継続的・段階的なバリアフリー化を推進します。